

山口労基発 0909 第 1 号
令和 3 年 9 月 9 日

一般社団法人
山口県労働基準協会会長 殿

山口労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

防爆構造電気機械器具の型式検定に係る検定の方法等の改正について

登録型式検定機関が行う防爆構造電気機械器具の型式検定に係る検定の方法等については、「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」(平成 17 年 4 月 1 日付け基発第 0401035 号。以下「平成 17 年通達」という。)の別紙 3「型式検定に係る検定の方法等」(以下「別紙 3」という。)の「表 3 防爆構造電気機械器具」に定められているところです。

今般、厚生労働省労働基準局長から、機械等検定規則(昭和 47 年労働省令第 45 号)第 7 条ただし書の規定により新規検定申請者の希望する場所で行う新規検定において、これを遠隔で行う場合における検定の方法等を定め、別紙 3 を下記のとおり改正する旨の通達がありましたので、傘下会員事業場への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

平成 17 年通達の一部を次のように改正し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

1 別紙 3 の 1 の (1) に、以下を追加する。

ただし、防爆構造電気機械器具の型式検定であって、検定則第 7 条ただし書の規定により新規検定申請者の希望する場所で行う新規検定として、登録型式検定機関の検定員が遠隔で指示等をする方法によるもの(以下「遠隔検定」という。)を行う場合は、以下によること。

ア 検定則第 8 条第 1 項第 2 号イからニまでに掲げる事項の確認に係る詳細事項について、必要に応じ、あらかじめ申請者と協議の上定めておくこと。

イ 双方向動画(音声付き)中継を行い、検定員は、設備や書類の提示を指示す



表3 防爆構造電気機械器具

検定項目	検定の方法		判定基準
1 設計審査	<p>電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。</p> <p>なお、表3及び表3の別添において、「耐圧防爆構造」を「耐圧」と、「内圧防爆構造」を「内圧」と、「安全増防爆構造」を「安全増」と、油入防爆構造を「油入」と、「本質安全防爆構造」を「本質安全」と、「樹脂充てん防爆構造」を「樹脂充てん」と、「非点火防爆構造」を「非点火」と、「粉じん防爆普通防じん構造」を「粉じん普通」と、粉じん防爆特殊防じん構造を「粉じん特殊」という。</p>	共通	以下の防爆構造の区分ごとに定める規定及び電気機械器具防爆構造規格（以下この表において「構造規格」という。）第83条から第97条までのうち、以下の防爆構造の区分にそれぞれ対応する規定について適合していること。
		耐圧	構造規格第7条から第17条まで。
		内圧	構造規格第21条から第25条まで。
		安全増	構造規格第26条から第34条まで。
		油入	構造規格第35条から第42条まで。
		本質安全	構造規格第43条から第52条まで。
		樹脂充てん	構造規格第53条から第58条まで。
		非点火	構造規格第60条から第64条まで。
		粉じん普通	構造規格第66条から第73条まで。
粉じん特殊	構造規格第74条から第82条まで。		

9	容器の保護等級の試験	ガス蒸気防爆指針参考資料16に定める試験方法によること。		構造規格第61条に適合していること。
10	温度試験	耐圧	ガス蒸気防爆指針3213に定める温度試験によること。	<p>周囲温度が40°Cを超える場合は、その超過値だけ温度上昇限度を低くとること。</p> <p>照明器具及び表示灯類については左記のほか、各部の温度上昇がそれぞれの使用材料の許容温度を超えず、かつ、電球口金の温度上昇が15°Cを超えないこと。ただし、メカニカル口金の光源のみを用いる器具は除く。</p>
	内圧	ガス蒸気防爆指針3233に定める温度試験によること。	構造規格第13条に適合していること。	
	安全増	<p>ガス蒸気防爆指針3242に定める温度試験によること。</p> <p>なお、キャンドモータ、電磁弁用電磁石、電磁ブレーキ、照明器具用安定器及び誘導電動機の絶縁巻線については、ガス蒸気防爆指針の細則に適合することを確認すること。</p>	構造規格第21条において準用する構造規格第13条に適合していること。	
	油入	ガス蒸気防爆指針3223に定める温度試験によること。	構造規格第30条及び第31条において準用する構造規格第13条に適合していること。	
	本質安全	ガス蒸気防爆指針3253に定める温度試験により、ガス蒸気防爆指針3253の表32.11に適合することを確認すること。	構造規格第36条及び第42条に適合していること。	
	粉じん普通及び粉じん特殊	粉じん防爆指針4223に定める温度試験によること。	構造規格第43条に適合していること。	
			構造規格第71条に適合していること。	

(3) 防爆構造規格第5条の「国際規格等に基づき製造されたもの」については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（平成28年3月31日までは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所。以下「安衛研」という。）が平成27年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針」（以下「国際整合防爆指針2015」という。）の第1編（JN10SH-TR-46-1:2015）から第9編（JN10SH-TR-46-9:2015）まで、安衛研が平成30年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針2018」（以下「国際整合防爆指針2018」という。）の第2編（JN10SH-TR-46-2:2018）から第5編（JN10SH-TR-46-5:2018）まで、第7編（JN10SH-TR-46-7:2018）及び第9編（JN10SH-TR-46-9:2018）並びに安衛研が令和2年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針2020」（以下「国際整合防爆指針2020」という。）の第1編（JN10SH-TR-46-1:2020）、第8編（JN10SH-TR-46-8:2020）及び第11編（JN10SH-TR-46-11:2020）に基づき、別添「国際整合防爆指針に基づく検定の方法」等によること。

(4) 遠隔検定を行う場合にあっては、以下によること。

なお、上記(3)の「国際規格等に基づき製造されたもの」に対して別添の検定の方法により行われる新規検定について、これを遠隔検定として実施する場合においても同様であること。

ア 検定員は、新規検定申請者からの申請を受理するに当たって、以下を確認すること。

(7) 新規検定申請者において、防爆機器に係る遠隔によらない型式検定の合格実績又は同等の試験実績があること。

(イ) 初めて遠隔検定を受ける場合、予行演習を行い通信環境等に問題のないこと。

(ロ) 新規検定申請者において、過去に防爆機器に係る遠隔検定を行った実績がある場合、前回の遠隔検定において、表3に掲げる検査及び試験（以下「試験等」という。）の実施に問題がなかったこと。

イ 検定員は、試験等を行うに当たっては、以下によること。

(7) 試験等の詳細事項（測定箇所や測定条件等）について、あらかじめ申請者と協議の上定めておくこと。

(イ) あらかじめ試験等に使用するすべての計測機器の校正記録を確認すること。

(ロ) あらかじめ試験等の準備状況を確認すること。その際、動画実況により確認することが望ましい。

(ハ) 試験等の実施中は、双方向動画（音声付き）中継を行い、検定員は試験等の実施を指示するとともに、必要なデータ等を確認すること。なお、試験等の動画の録画は、必ずしも行う必要はないものの、申請者と協議の上、録画